

船舶事故調査報告書

平成21年12月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成20年10月11日13時10分ごろ
発生場所	山口県下関市小串港北西沖 小串港川棚防波堤灯台から真方位302° 2.6M付近（概位 北緯34° 11.0′ 東経130° 52.0′）
事故調査の経過	平成20年11月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二勇新丸、747トン 137139、共同船舶株式会社 69.61m×10.80m×5.30m、鋼 ディーゼル機関、3,900kW、平成14年6月 B A船搭載救助艇（船名なし） 6.10m×2.20m×0.90m、FRP ガソリン機関、44kW
乗組員等に関する情報	艇長B 男性 53歳 四級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和54年8月31日 免許証交付日 平成3年10月11日 （平成8年10月10日まで有効） （更新しなかったため、失効していた。更新すれば、現二級小型船舶操縦士となり、B艇の艇長として必要とされる操縦免許の要件を満たしていた。事前に失効再交付の手続きを行っておくべきであった。） 乗組員B 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年8月4日 免許証交付日 平成19年9月20日 （平成25年4月14日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（乗組員B）
損傷	なし
事故の経過	A船は、調査捕鯨に従事する目視採集船で、調査捕鯨反対団体による妨害船への対策として、搭載救助艇を使用して、山口県小串港北西沖において妨害船対策訓練を行うこととなった。 B艇は、艇長B及び乗組員Bほか1人が乗り組み、乗組員Bが船首部左舷側に、他の乗組員が中央部右舷側に着座し、針路をほぼ北に向け、約11ノットの速力で航行していたとき、訓練終了の連絡を受けたので、右舵をとっ

	<p>て回頭中、乗組員Bが左方に振れるB艇船尾とA船との距離を気にして、中腰になって後方に振り向いたとき、船首が波浪の頂部に乗って大きく上下に動揺し、平成20年10月11日13時10分ごろ乗組員Bが空中に跳ね上げられ、艇内に落下したときの衝撃で受傷した。</p> <p>A船は、トランシーバーで事故発生の連絡を受け、直ちにB艇を揚収して造船所に帰航した。</p> <p>着岸後、乗組員Bは救急車で病院に搬送され、第2腰椎圧迫骨折と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴、風向 北、風力 4</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>B艇は、波浪に向けて航行中、訓練修了の連絡を受け、右舵をとって回頭中、船首が波浪の頂部に乗って大きく上下に動揺したものと考えられる。</p> <p>乗組員Bは、B艇が回頭を始めたとき、左方に振れるB艇船尾とA船との距離が気になり、船尾付近の状況を確認しようとして、不安定な姿勢で後方に振り向いたものと考えられる。このため、船首が波浪の頂部に乗る状況であることに気付かず、船首が大きく上下に動揺した際に空中に跳ね上げられ、艇内に落下したときの衝撃で負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B艇が、下関市小串港北西沖を航行中、船首部にいた乗組員Bが、船首が波浪の頂部に乗る状況に気付かなかったため、船首が波浪の頂部に乗って大きく上下に動揺した際、空中に跳ね上げられ、艇内に落下したときの衝撃により発生したものと考えられる。</p> <p>乗組員Bが船首が波浪の頂部に乗る状況に気付かなかったのは、中腰の不安定な姿勢で後方を向き、船尾付近の状況を確認しようとしたことによるものと考えられる。</p>	